

境港市建設工事等郵便入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、境港市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事）、工事に係る測量等業務及び道路・公園植栽管理等業務の入札を郵便による入札（持参も含む。以下「郵便入札」という。）により執行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札書等の提出方法)

第2条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に定める提出書類（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。

(1) 入札書

(2) 工事（業務）費内訳書

(3) 総合評価入札の場合は、境港市建設工事条件付一般競争入札（総合評価方式）試行要領（平成27年10月1日施行）第6条に定める書類

(4) 共同企業体の場合は、それに伴う提出書類

(5) そのほか案件ごとに公告等に定める書類

2 入札参加者は、次に定める方法により、あらかじめ指定する日に入札担当課に到達するように入札書等を郵送で提出しなければならない。ただし、公告等により入札書等の持参が認められている場合は、この限りでない。

(1) 外封筒と内封筒の二重封筒とすること。

(2) 内封筒には入札書等を入れ、封かんの上、表面に「入札書」と明記し、「開札日、工事（業務）名、工事（業務）場所、入札者の住所・商号又は名称・代表者名」を記載すること。

(3) 外封筒には内封筒を入れ、封かんの上、表面に「開札日、工事（業務）名、入札者の住所・商号又は名称・代表者名」を記載すること。

(4) 同日に複数の開札がある場合に限り、複数の内封筒を一通の外封筒に入れることができる。ただし、外封筒には前号の記載事項及び「入札書複数枚在中」と記載すること。

(5) 入札書等の日付は、開札日の日付を記載するものとする。

(6) 配達日指定郵便により、簡易書留で行うものとする。（一般書留でも可とする。）

(7) 郵送料は入札参加者の負担とする。

3 入札参加者は、前項ただし書きの規定により入札書等を持参する場合は、次に定める方法により、あらかじめ指定する日に入札担当課に到達するよう入札書等を持参しなければならない。

(1) 封筒に入札書等を入れ、封かんの上、表面に「入札書」と明記し、「開札日、工事（業務）名、工事（業務）場所、入札者の住所・商号又は名称・代表者名」を記載

すること。

(2) 入札書等の日付は、開札日の日付を記載するものとする。

(3) 入札担当課へ持参した際、入札書等と受付票を職員へ直接手渡すこと。

(開札等)

第3条 入札担当課長は、前条に規定する入札書等が到達したときは、これを開札日まで入札担当課において厳重に保管しなければならない。

2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

3 入札書等到達後においても開札時刻の30分前までは入札の参加を辞退することができる。

4 開札は、内封筒又は持参した封筒（以下、「入札封筒」という。）が未開封であることを第5条に規定するすべての立会者が確認した後に行うものとする。

(入札の無効)

第4条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加の資格を有していない者がした入札

(2) 同一入札案件について同一人が複数の入札書等を提出した入札

(3) 第2条に規定する方法以外の方法で入札書等を提出した入札

(4) 封をしていない入札封筒で行った入札

(5) 提出書類がすべて同封されていない入札

(6) 入札書等が指定する日以外の日に到達した入札

(7) 入札封筒に記載の工事（業務）名又は差出人と同封された入札書等の工事（業務）名又は入札者が相違する入札

(8) 入札封筒に第2条第2項第2号又は第2条第3項第1号に規定する所定の事項が記載されていない入札

(9) その他「境港市建設工事等入札者心得」に反する入札及び入札執行者において無効と認めた入札

(開札の立会い)

第5条 入札担当課長は、あらかじめ郵便入札により執行することとした入札ごとに、すべての当該入札参加者に対し、開札への立会いを求めるものとする。

2 立会者は、当該入札の入札参加者又は入札参加者に常時雇用されているものとし、その人数は、一の入札参加者につき1人とする。

3 立会を辞退する場合は、開札前に立会辞退届（様式第1号）を提出しなければならない。

4 立会辞退届の提出があった場合、入札事務に関係のない市職員1名を立会わせるものとする。

5 立会者は、開札前に、立会者名簿に署名しなければならない。

6 立会辞退届の提出が無く、開札時刻に参集しなかった入札参加者は入札棄権とする。

(くじによる落札者の決定)

第6条 一般競争入札若しくは指名競争入札により同額の入札をした入札者が2人以上あるとき、又は条件付一般競争入札(総合評価方式)により落札となるべき評価点数の入札をした入札者が2人以上あるときは当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定しなければならない。

2 くじ引きを代理人に委任する場合は、委任状を提出するものとする。

3 くじを引くべき入札者が、当該入札に立ち会っていないときは当該入札者に代わって、入札事務に関与しない職員にくじを引かせるものとする。

4 入札者全員が立会を辞退している場合は、第1項の規定によるくじを行う日時を別に定め、その日時において、当該くじを引くべきすべての入札者にくじを引かせるものとする。

(入札結果の通知)

第7条 入札担当課長は、郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに、境港市ホームページに掲載するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(境港市郵便入札試行要領の廃止)

2 境港市郵便入札試行要領(平成28年11月1日施行)は廃止する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

立 会 辞 退 届

境港市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

件 名

上記入札について、次の理由により立会いを辞退します。

また、くじによる落札者決定となった場合は、入札事務に関係のない貴市職員が代理でくじを引くことに同意します。

辞退理由（該当する項目の番号に○印をつけてください）

- 1 入札日時に立会うことが困難なため。
- 2 その他（ ）

【 注 意 】

- ※1 この届は、入札執行前に、入札担当課に提出してください。
- ※2 入札権限を委任している場合、代表者氏名欄は、受任者の記名をしてください。